

令和5年第1回基山町議会（定例会）会議録（第5日）						
招集年月日	令和5年2月28日					
招集の場所	基山町議会議場					
開閉会日時	開議	令和5年3月6日	9時30分	議長	重松一徳	
及び宣告	散会	令和5年3月6日	11時20分	議長	重松一徳	
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席12名 欠席0名 （欠員1名）	議席 番号	氏名	出席等 の別	議席 番号	氏名	出席等 の別
	1番	中村 絵理	出	8番	河野 保久	出
	2番	天本 勉	出	9番	鳥飼 勝美	出
	3番	松石 健児	出	10番	大山 勝代	出
	4番	大久保 由美子	出	11番	品川 義則	出
	5番	末次 明	出	12番	松石 信男	出
	6番	栗野 久明	出	13番	重松 一徳	出
会議録署名議員		11番	品川 義則	12番	松石 信男	
職務のため議場に出席した者の職氏名		(事務局長) 井上 克哉		(係長) 長野 周次		(書記) 濱口 結花
地方自治法 第121条 第1項に より説明の ため出席 した者の 職氏名	町長	松田 一也	まちづくり課長	井上 信治		
	教育長	柴田 昌範	定住促進課長	山田 恵		
	総務課長	熊本 弘樹	建設課長	古賀 浩		
	企画政策課長	亀山 博史	会計管理者	寺崎 博文		
	財政課長	平野 裕志	教育学習課長	今泉 雅己		
	税務課長	酒井 智明	福祉課参事	松田 美紀		
	住民課長	毛利 博司	こども課保育園長	佐藤 定行		
	健康増進課長	藤田 和彦	産業振興課参事	大石 顕		
	福祉課長	吉田 茂喜	まちづくり課図書館長	城本 直子		
	こども課長	山本 賢子	建設課参事	権藤 貞光		
産業振興課長	柳島 一清					
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

会議に付した事件

- 日程第1 議員提出議案上程 提案理由説明
(発議第1号)
- 日程第2 議案第1号 基山町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について
- 日程第3 議案第2号 基山町子ども・子育て会議条例の一部改正について
- 日程第4 議案第3号 基山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第5 議案第4号 基山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第6 議案第5号 基山町重度心身障害者の医療費の助成に関する条例の一部改正について
- 日程第7 議案第6号 基山町国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第8 同意第1号 基山町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第9 議案第7号 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について
- 日程第10 議案第8号 令和4年度基山町一般会計補正予算(第8号)
- 日程第11 議案第9号 令和4年度基山町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)
- 日程第12 議案第10号 令和4年度基山町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)
- 日程第13 議案第11号 令和4年度基山町下水道事業会計補正予算(第4号)
- 日程第14 議案第12号 令和5年度基山町一般会計予算
- 日程第15 議案第13号 令和5年度基山町国民健康保険特別会計予算
- 日程第16 議案第14号 令和5年度基山町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第17 議案第15号 令和5年度基山町下水道事業会計予算
- 日程第18 報告第1号 基山町土地開発公社の事業報告について
- 日程第19 発議第1号 基山町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について
- 日程第20 委員会付託

～午前 9 時30分 開議～

○議長（重松一徳君）

ただいまの出席議員数は12名で定足数に達しておりますので、本日の会議は成立しました。
去る 4 日から休会中の本会議を開議します。

日程第 1 議員提出議案上程 提案理由説明

○議長（重松一徳君）

日程第 1. 議員提出議案上程、発議第 1 号の提案理由説明を議題とします。

朗読を省略し、提出者の末次明議員に提案理由の説明を求めます。末次議員。

○5 番（末次 明君）（登壇）

皆さんおはようございます。それでは、提出者を代表いたしまして、基山町議会の個人情報
の保護に関する条例の提案理由説明を行います。

提案理由といたしましては、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法
律が公布され、個人情報の保護に関する法律において、議会を除く地方公共団体に全国的に
統一されることに伴い、現行の基山町個人情報保護条例が廃止されることとなります。その
ため、議会における個人情報の保護に関して必要な事項を規定する基山町議会の個人情報の
保護に関する条例を上程するものでございます。

以上、簡単ではございますが、上程及び議案の説明といたします。よろしく御審議のほど
お願いいたします。

以上で発議第 1 号の提案理由の説明といたします。

日程第 2 議案第 1 号

○議長（重松一徳君）

日程第 2. 議案第 1 号 基山町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についてを議
題とし、本案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いいたします。ありませ
んか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

ないようですので、議案第 1 号に対する質疑を終結します。

日程第 3 議案第 2 号

○議長（重松一徳君）

日程第3．議案第2号 基山町子ども・子育て会議条例の一部改正についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。質疑のある議員は挙手をお願いします。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

ないようですので、議案第2号に対する質疑を終結します。

日程第4 議案第3号

○議長（重松一徳君）

日程第4．議案第3号 基山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。中村議員。

○1番（中村絵理君）

おはようございます。こちらは議案資料の4ページと、それから、追加資料の1ページでございませぬかね。最近、いろんなテレビとか、いろんな報道でも児童虐待ということで、かなりいろいろな情報が入ってまいりますけれども、やはりこういうところにも来たのかというふうに感じておりますが、議案資料の4ページ、括弧書きの中にあるどこを変えたのかということで、懲戒というところを外したということで、この背景にあるものはいろいろ、次のページにもありますけれども、改正前で権限をむやみやたらに使ってはならないということがありますが、基山町でもちょっと心配することは、このようなことが事例として挙がっているのかなど。もし挙がっていないくても、いたとしても、今後どのような対策とか、そういうのを図っていかうと思われているのか、そこら辺のことをお教えてください。

○議長（重松一徳君）

山本こども課長。

○こども課長（山本賢子君）

基山町においてこのような懲戒権といいますか、しつけと称して子どもに暴力を振るうようなそういう事案、不適切な保育というふうに言われましたけれども、そういうことがあったのかというようなお尋ねだと思いますけれども、当時、ニュースなどでも少し話題になりましたので、その間に基山町でそういう事例がなかったかということで国のほうからも早速調査がございました。それで、基山町内の教育・保育施設につきましては、すぐに調査を行いましたけれども、現在、そのようなことがあったということは報告には上がっておりませ

んし、私たちの耳にも届いてはいないところでございます。

○議長（重松一徳君）

中村議員。

○1番（中村絵理君）

それを聞いて、今のところ安心しておりますが、でも、まだ表には出てこない部分とか、これからいろいろな問題が発生してくると思いますので、ぜひそこら辺のところを気をつけて、今後ともよろしく願いいたします。

○議長（重松一徳君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

ないようですので、議案第3号に対する質疑を終結します。

日程第5 議案第4号

○議長（重松一徳君）

日程第5. 議案第4号 基山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。質疑はありますか。末次議員。

○5番（末次 明君）

基山町内における家庭的保育事業者の実態というものは、基山町でつかんであるところではどのようなものなんでしょうか。それから、家庭的保育が終わって、3歳児以降になったらすると一般の保育事業者のほうにまた移行されますが、そういうふうな移行というのはスムーズに行われておるんでしょうか。

○議長（重松一徳君）

山本こども課長。

○こども課長（山本賢子君）

基山町の家庭的保育事業といいますのは、いわゆる小規模保育事業の事業者でございます。具体的にはちびはる保育園、それから、ChibiharuZERO-TWO、それとB-Baby保育園、この3事業者が基山町では家庭的保育事業所ということになっております。その3事業所ともゼロ歳から2歳までの園児をお預かりしておりますけれども、その後、3歳になるときには

連携保育施設というのを設定しておりますので、3歳になられるときには連携の保育施設へ優先的に入所の調整をさせていただいているところでございます。

○議長（重松一徳君）

末次議員。

○5番（末次 明君）

それから、この議案の中には自動車を運行する場合の所在の確認とかいう、要するに安全性について書かれておりますが、送迎や保育中の移動で業者が車を使うことでの安全面の確保は大変重要なんですが、これは家庭的保育事業者に限らず、全ての保育園、幼稚園にも言えることなんですが、昨年来、何か大きな事故が全国的にも、福岡県等で起きておりますが、基山町としてはこういうふうな事業者に対して何らかの安全対策ということで監督指導というのは行ってあるんでしょうか。

○議長（重松一徳君）

山本こども課長。

○こども課長（山本賢子君）

まず、今回の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準というものは、これは基山町のほうで家庭的保育事業者のほうに規定を位置づけているものでございまして、今回、このような安全基準のようなところを明記させていただいております。

今、議員お尋ねのそのほかの認定こども園や保育所、幼稚園等につきましては、その1つ前の議案にございました基山町の特定教育施設や特定地域型保育事業所というところで、その中で国や県の基準のほうで定められているというものでございますので、両方にそのような規定を設けているというような形になろうかと思えます。

○議長（重松一徳君）

末次議員。

○5番（末次 明君）

それで、実際に立入りして検査をしたとか、そういうことはないわけですかね。

○議長（重松一徳君）

山本こども課長。

○こども課長（山本賢子君）

家庭的保育事業者のほうの立入りというものは私たちのほうではしておりませんが、

毎年、県の監査が事業者のほうにはございますので、その中でチェックの項目として、安全管理をされているかというようなチェックは行っているところでございます。県と一緒に同行して監査させていただいています。

○議長（重松一徳君）

ほかに。松石信男議員。

○12番（松石信男君）

今の末次議員の質問に関連することですけれども、福岡県の中間市で、保育園の送迎バスで熱中症で死亡されたという例もあるわけでありまして。それで、今答弁がありましたけれども、分かる範囲でお願いしたいんですが、現在、基山町内の幼稚園とか保育園で送迎バスを使ってあるところで、出欠確認とか、それから研修とか、その辺はどのようにされているのか、分かれば説明してください。

○議長（重松一徳君）

山本こども課長。

○こども課長（山本賢子君）

現在、基山町で毎日の登園にバスを使われているところは、具体的に申しますと見真幼稚園とか、そういうところかなというふうに思いますけれども、申し訳ございませんが、見真幼稚園が実際どのように点呼をして出欠の確認をされているかというところは私のほうでは具体的に把握しておりませんが、毎日の通園ではなくて、イベントとか行事で町内でも保育園や小規模施設などバスを利用されるところはございますので、そういった中でも、バスを利用されるという中では乗った園児、それから降りた園児、人数がそろっているか点呼を必ずしているというふうなところは確認をしております。

○議長（重松一徳君）

いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

ないようですので、議案第4号に対する質疑を終結します。

日程第6 議案第5号

○議長（重松一徳君）

日程第6．議案第5号 基山町重度心身障害者の医療費の助成に関する条例の一部改正についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。中村議員。

○1番（中村絵理君）

こちらは資料の9ページになるかと思います。こちらのほうを拝見させていただくと、何となく少しハードルが上がったなというふうに私は感じたんですけども、今までは重度知的障がい者の対象要件が、知能検査の結果（知能指数35以下）と書いてありますね。それを療育手帳の判定結果（療育手帳A）に見直しますということなんですけど、こういうふうになされた背景というか、その理由というか、何かあるんでしょうか。

○議長（重松一徳君）

吉田福祉課長。

○福祉課長（吉田茂喜君）

こちらは佐賀県のほうの佐賀県重度心身障害者医療助成費補助金交付要綱の改正が行われたため改正を行うものですが、佐賀県のほうの説明といたしましては、重度心身医療の対象者、今、重度身体障がい者と重度知的障がい者、重度精神障がい者、また、重複障がい者と主に4つの障がいの対象者がいらっしゃるんですけども、重度知的障がい者の対象の方の判定の仕方が、ほかの3つよりも少し重度の度合いが、言い方が正しいかどうか分からないんですが、少し軽めの設定で対象者として設定されておりますので、ほかの重度身体障がい者、重度精神障がい者、重複障がい者の方の障がいのレベルに合わせるために重度知的障がい者の対象要件を改正したとお聞きしております。

○議長（重松一徳君）

中村議員。

○1番（中村絵理君）

ということは、ほかの3つの対象よりもこちらのほうが若干緩く、要はバランスを取るためという意味での認識でよろしいですか。

○議長（重松一徳君）

吉田福祉課長。

○福祉課長（吉田茂喜君）

そうですね、バランスを取るというような認識で結構です。

○議長（重松一徳君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

ないようですので、議案第5号に対する質疑を終結します。

日程第7 議案第6号

○議長（重松一徳君）

日程第7. 議案第6号 基山町国民健康保険条例の一部改正についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。末次議員。

○5番（末次 明君）

松田町長にお伺いいたします。

議案第6号は国保加入者対象ではございますが、出産一時金の2割程度のアップが少子化の歯止めになればよいんですが、まだまだ少ないかと思っております。これは日本の国の少子化は課題ではありますけれども、社会保険加入者も含めて基山町として出産時の支援とか、出産に関わることでどのようにお考えでしょうか、その辺をお聞かせください。

○議長（重松一徳君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

まず、出産一時金的な支援と、それから、医療的な支援、お母さんたちの産後鬱等への支援というようところがポイントになるかなというふうに思っております。今、いずれの3つも基山町は全国よりも先んじてやらせていただいておりますので、今後ともきめの細かな、今言ったのはその3つですけれども、それ以外のことも含めて子育てがしやすいように少しでも考えていかなければいけないというふうに思っております。

○議長（重松一徳君）

末次議員。

○5番（末次 明君）

今おっしゃったとおりかと思いますが、その後の子育てから教育も含めて、トータルで考えていく必要があるかと思っております。

まず、基山町に今住んでいる若い人、あるいは子育て世代の人にその基山町の思いが伝わるとよいと思いますが、今まで以上にアピールされる何か、こういうことをぜひやっていき

たいというアイデアとか、そういうのはございますでしょうか。

○議長（重松一徳君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

施政運営方針の中にもちょっと書かせていただいているんですが、いわゆる基山町はPRすることが下手くそなので、もっとほかの自治体と比べて基山町はこんなに優れているんだとか、そういう手前みそみたいなのは基山町民、基山町の資質としてあまりやらないんですよ。私もそういうタイプで、分かっている人が分かっていたらいいみたいな、そういう感じだとは思いますが、ではなくて、やはりちゃんとやっていることはちゃんとやっているということで、もうちょっとアピールしなければいけないという広報的な視点と、もう一つは、今回アンケート調査をやるので、さらにそのニーズの中からこれまでの施策を見直したり、新たな施策を考えていくみたいな、そういうことも並行してやっていきたいというふうに思っております。

○議長（重松一徳君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

ないようですので、議案第6号に対する質疑を終結します。

日程第8 同意第1号

○議長（重松一徳君）

日程第8．同意第1号 基山町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題とし、本案に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

ないようですので、同意第1号に対する質疑を終結します。

日程第9 議案第7号

○議長（重松一徳君）

日程第9．議案第7号 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。質疑はありますか。大久保議員。

○4番（大久保由美子君）

この件、内容は私は別にいいんですけど、1の相手方というところですね。今回は住吉神社ということだから御存じの方は御存じだし、神社関係というので分かるけど、こういう事案は初めて私は受けたので、個人情報とかいろいろあると思いますけど、これから先、これが万が一、個人のときにはどういうふうな表現というか、相手方を表示されるのかをお尋ねします。

○議長（重松一徳君）

熊本総務課長。

○総務課長（熊本弘樹君）

まず、今回の案件でございますけれども、町側に過失があつて、予期せず相手方となった個人の住所であつたり氏名でございましたので、議案に関しては、そういった部分については省略させていただきますけれども、事故の内容であつたり、それから賠償額であつたり、そういった部分についてはきちっと明示をさせていただいておりますので、相手側のプライバシーを不当に侵害するおそれがないような形で記載をさせていただいておりますので、次回同様の案件がございまして同じような形になると考えております。

ただ、今回につきましても、当然直近の議会全員協議会のほうで、まずはその内容についても、また、個人名等についてもきちんと御説明をした中で、議会の御理解をいただいた中でさせていただければと思っておりますので、もしその中で、そういったところで疑義があるということであれば、また、そこについては改めて検討させていただきたいと考えております。

○議長（重松一徳君）

ほかにありませんか。栗野議員。

○6番（栗野久明君）

今回は住吉神社の灯籠が壊れたということで、落雪によるということで、損害賠償は保険が適用されるということだったと思いますけれども、町有地の樹木というと街路樹等も入るわけですが、落雪、もしくは倒木による被害も考えられるし、逆に言えば、物じゃなくて人身、台風のときに木が倒れて人にけがをさせたとかもあると思うんですが、そういったあらゆるものに保険がかかっているものか、保険適用ができるものか、今それはどういうふうになっていますでしょうか。

○議長（重松一徳君）

熊本総務課長。

○総務課長（熊本弘樹君）

今回の案件につきましては、基山町が加入しております総合賠償制度の保険で全額お支払いをさせていただくこととなっております。

今回の場合、通常ですと自然災害で、落雪で壊れたことだけで町の責任が問われるかというところが少し問題になってくると思いますけれども、今回の案件につきましては、特に起こった場所が文化財の地域であって、なかなか枝そのものの伐採等が十分にできる状況ではなかったと。一方では、地元のほうからは、そういった可能性もあるので切っていただきたいというところもありましたので、そこで実際切っていなかったことに対する瑕疵といえますか、過失があったということで今回支払うこととなっておりますので、もし仮に、例えば、街路樹等でも同様の事件が発生したとすれば、そこでは、やはりその管理責任であったり、適正な管理ではなくて、枝がもう既に折れかかって、それを処分していなかったのが相手方の何かを損害してしまったと、そういった場合には、同様の形で過失割合に応じた賠償責任が発生するのではないかというふうに考えております。

○議長（重松一徳君）

栗野議員。

○6番（栗野久明君）

そういった自然災害ですかね、いろんなケースが考えられると思いますけれども、そういった事案がなるべくないような形でのパトロールですかね、日頃の町有地の樹木の管理——だけでも、今回みたいなことは、パトロールをしておっても分からない部分かなという気もするんですけども、街路樹等々については目につきますので、そしてまた、値上がりが起きたり、いろんなことで台風等の災害というのも考えられますので、ぜひとも日頃の管理のほうを重点的に上げるようお願いいたしておきます。

○議長（重松一徳君）

答弁は。（「要らないです」と呼ぶ者あり）

ほかにありませんか。河野議員。

○8番（河野保久君）

すみません、簡単なことです。損害賠償額九十何万円と出ていますけど、どういう経緯で

こういう金額を決定したのか、損害賠償額。

○議長（重松一徳君）

熊本総務課長。

○総務課長（熊本弘樹君）

端的に言うと、例えば、交通事故があったときの保険の請求と一緒にということになってきますけれども、これはあくまでも相手方から出された見積書、これを保険会社のほうが査定をさせていただいて、結果的にこの金額で和解をするということでございます。

○議長（重松一徳君）

いいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

ないようですので、議案第7号に対する質疑を終結します。

日程第10 議案第8号

○議長（重松一徳君）

日程第10. 議案第8号 令和4年度基山町一般会計補正予算（第8号）を議題とし、本案に対する質疑を行います。

議案書の19ページをお開きください。19ページ、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

20ページ、第1表 歳入歳出予算補正、歳入。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

21ページ、歳出について、22ページまで。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

23ページ、第2表 繰越明許費について。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

24ページ、第3表 地方債補正について。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

次に、事項別明細書に入ります。3ページをお開きください。

3ページ、歳入、分担金及び負担金。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

4ページ、14款1項1目、5目。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

5ページ、14款2項1目、2目、3目、4目、8目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

6ページ、15款1項1目。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

7ページ、15款2項2目、3目、4目、5目、6目、8目。いいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

8ページ、16款2項2目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

9ページ、17款1項1目、3目。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

10ページ、18款1項2目、10目、13目。いいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

11ページ、18款2項4目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

次、行きます。

12ページ、20款4項2目。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

13ページ、20款5項3目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

次に行きます。

14ページ、21款1項1目、7目、10目。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

歳出に参ります。

15ページ、2款1項1目、2目、5目、6目。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

16ページ、2款1項7目、10目、12目、14目、15目。末次議員。

○5番（末次 明君）

6目になるんですけれども、16ページの一番上、不良住宅除去費補助金440万円の減額でございまして、今年度になぜこの事業が1件分——3件が2件となっておりますが、1件分できなかつたんでしょうか、その辺りの理由をお聞かせください。

○議長（重松一徳君）

山田定住促進課長。

○定住促進課長（山田 恵君）

不良住宅の除去費補助金ですが、当初は3件分計上しておりました。そのうち2件はスムーズに除却ができたんですけれども、残り1件につきましては、まだ相続関係の整理ができていない状況で3月末までの除却が難しいということで、今回減額させていただいております。

○議長（重松一徳君）

末次議員。

○5番（末次 明君）

それというのは、これを申請された方の怠慢といいますか、今年度、私たちは3件をされるということで予算を通しているわけなんですけれども、私はそもそもこの補助は不要で自己責任だというふうに思っているんですが、仮にこれはまた来年度以降に持ち越しで申請されると基山町はスムーズにお受けするわけでしょうか。

○議長（重松一徳君）

山田定住促進課長。

○定住促進課長（山田 恵君）

今年度に除却ができなかった分につきましては、決して怠慢ではなくて、相続人が遠方、国内にいらっしゃらなくて、なかなか相続の手続が難しくて、スムーズに進まなかったというような要因がございます。一応相続人と連絡がついているようですので、来年度には除却ができるという見込みがございまして、来年度、令和5年度の当初予算にこの1件分を計上させていただきます。

○議長（重松一徳君）

末次議員。

○5番（末次 明君）

松田町長にお伺いしたいんですけれども、この不良住宅除去というものに町として補助を出すという考え方について、もう一度、松田町長のお考えを伺いたいんですが、これは来年度予算にもなるかと思えますけれども、今年度1件、こういう形で3件が2件となっているところを併せても、ちょっとお考えをお示してください。

○議長（重松一徳君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

法律に基づいて、人体、ほかの通りかかる人等に被害が及ぶ可能性があるという判断をされた場合には、まずは除却していただかなきゃいけないので、それに対しての補助金を出すというのは国の方針にも沿っているものであります。

ただし、今回の場合は本当に特例的というか、相続の問題が長引いてしまっているわけで

ございますので、当該者もすごく協力的にはやってくれているんですけども、むしろ、今後はこういう相続に対しての手段であったり、仕組みであったり、知識などをもっともっと増やして行って、その辺を上手にタイムスケジューリングできれば今回のようなことはないと思いますので、そうならないように努めてまいりたいというふうに思います。

○議長（重松一徳君）

松石信男議員。

○12番（松石信男君）

ちょっとお聞きしたいんですけども、つまり、空き家が通行人とか周りにも邪魔にならないというまま放置されているということで、持ち主からの申請もなければもちろんですけども、そういうところの持ち主から撤去したいということになればどんなふうになるんですかね。いや、もうそのままというふうになるんですかね。

ほら、山の中に1件、空き家じゃなかばってん、そのような状況。ちょっと具体的になると、うちの宮浦のあそこの深底の横っちょに長年ずっと放置されているんですよ。分かりますかね。もう潰れかかってもよかとかばってんですね、早う撤去したらどぎゃんかなと思っているので、ちょっと説明をお願いします。

○議長（重松一徳君）

山田定住促進課長。

○定住促進課長（山田 恵君）

こちらの不良住宅除去費補助金につきましては、申請が上がった分を全て除去するわけではなく、あくまで危険な家屋、周辺に危害を及ぼすような危険な家屋ということで、対象になった家屋を除去する際の補助金になっております。

こちらの補助の対象になるかどうかは、空き家の除去のための審査会を開催しております、審査会の委員の点数によって除却補助の対象となるかどうかを審査しております。議員おっしゃられた空き家も恐らくあそこかなというような推測はできるんですけども、危険な家屋と判定しても所有者の方と連絡がつかなかったりとか、こちらのほうからアプローチしても、本人がいや、ちょっと金銭的な問題でできないとか、いろいろな事情がございますので、危険な家屋につきましては、引き続き周辺に危害を及ぼさないようにこちらとしても対応していきたいと考えております。

○議長（重松一徳君）

ほかにありませんか。中村議員。

○1番（中村絵理君）

同じ節の子育て・若者世帯の住宅取得補助金の件ですけれども、これは簡単に見て600万円の減額ということで、資料の4ページですかね、その資料をいただいているんですけども、なかなか難しいですからね、申請するのは相手側だから。だけれども、大体このくらいという予想を立てられて、予算を立てられていると思うんですが、この600万円という金額を減額されたという何か、こんな理由もあるのかなとか、何かお感じになっていることはありますか。

○議長（重松一徳君）

山田定住促進課長。

○定住促進課長（山田 恵君）

子育て・若者世帯の住宅取得補助金につきましては、昨年度は9月に全て予算2,000万円を使い切ったということがございまして、制度の見直しで補助金の予算がなくなったので、申請ができないということがないように今年度は2,500万円で予算を計上させていただいております。

昨年度は町のほうに新しくマンションができておりまして、そちらの申請者が大変多うございました。今年度はそのマンション取得の分がなくなりましたので、今回は住宅取得補助金の活用の件数がちょっと少なかったのかなというところが所感でございます。

それと、あとは住宅の開発等が、1つ開発があると10件とか15件程度申請がございまして、令和5年度は1件、地区計画でさせていただいたところがそろそろ住宅取得補助金の対象になるのではないかと考えておりますので、来年度、令和5年度はもう少し件数が伸びるのかなと感じております。

○議長（重松一徳君）

中村議員。

○1番（中村絵理君）

ありがとうございます。そうですね、そういったマンションもありましたもんね。

それで、私はここでちょっと興味を持ったのが、Uターンという方が6件ほどいらっしゃるじゃないですか。Uターンで帰ってきていただくというのは私たちとしてはうれしいことですけど、Uターンの方々はどういう方々と言ったら失礼ですけど、職業とか、そういうの

もあるやろうけれども、どんな理由で基山町にこうやって、今まで定住促進課が頑張っている結果が出てきたのか何なのか、ちょっと興味があるところなので、そういうのをちょっと教えていただけたらと思うんですけど。

○議長（重松一徳君）

山田定住促進課長。

○定住促進課長（山田 恵君）

Uターンの要件につきましては、以前、基山町に住民票を置かれていて、仕事等の関係とか、いろんな状況で転出をされた方で3年以上基山町に住民票がない方、転出して3年以上たっている方が基山町に戻ってこられた場合はこちらのUターンの対象となっております。

理由というか、要因はいろいろあるかと思いますが、子どもの頃とか中学生のときに基山町にいたとか、あとは御両親とかが基山町にいらっしゃるので、両親の近くに家を建てたいというような形で戻ってこられた方が多いか感じております。

○議長（重松一徳君）

いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

では、事項別に戻ります。16ページはもういいですか。中村議員。

○1番（中村絵理君）

すみません、その下の空き家における家財処分等費用補助金1件、これは今までと変わらない1件につき10万円という認識でよろしかったですか。

○議長（重松一徳君）

山田定住促進課長。

○定住促進課長（山田 恵君）

1件につき上限10万円となっております。

○議長（重松一徳君）

中村議員。

○1番（中村絵理君）

私もうちの実家を大分片づけましたけれども、実は補助金申請しようと思っていたんですが、やめたんですね。というのは、10万円いただいても焼け石に水状態だったので、やめようと思って、ボランティアの力を借りたりとか、そうやって何とか片づけたんですけども、普通の一般のちゃんとした業者に見積りを頼まなければいけないとか、何かそんな条件があ

るんですか。

○議長（重松一徳君）

山田定住促進課長。

○定住促進課長（山田 恵君）

業者に見積りはお願いしているんですけども、ちゃんとしたというのがどういった理由か。資格を持った——民間の方のお手伝いでは駄目だというような意味なのか、すみません。

○議長（重松一徳君）

中村議員、もう一度質問をお願いします。

○1番（中村絵理君）

普通の何というんですか、解体業者とか、資格を持った方々のそういうところで見積りをちゃんと取って、それを提出しないと補助金はもらえないものなのかなど。だから、例えば、知り合いの方に頼んだから幾ら幾らかかったよということでの申請はもちろん駄目だとは思っているんですが、そのところをちょっと。

○議長（重松一徳君）

山田定住促進課長。

○定住促進課長（山田 恵君）

こちらは家財処分の補助金になりますので、特に解体の業者の資格が要るといったものはございません。ただし、家財の処分で不法投棄をするようなところでは困りますので、きちんと処分いただける方の見積りをお願いしております。

○議長（重松一徳君）

中村議員。

○1番（中村絵理君）

実は古い家は家財処分したいと思っても、何代も続いているので、結構物が蓄積されているので、正直10万円ではどうしようかなとやっぱり悩むんですね。だから、もうちょっとそこら辺のところを、ランクをつけていただくとか、何かそういうちょっとしたアイデアというか、そんなものがないんだろうかとちょっと思ったりした次第ですけど、そういうところはいかがですか。

○議長（重松一徳君）

山田定住促進課長。

○定住促進課長（山田 恵君）

確かに10万円では足りないというなお声もいただいておりますし、実際提出された見積りで10万円をはるかに超える金額で除却をされている、処分をされているような見積りも見受けられます。こちらの補助金額の上限につきましては、今のところは10万円ということで変更する予定はないんですけれども、そういった実例、実際の状況を踏まえて、少し研究させていただきたいと思います。

○議長（重松一徳君）

ほかにありませんか。16ページ、いいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

17ページ、2款2項1目、2目。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

18ページ、2款3項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

次に行きます。

19ページ、2款6項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

次に行きます。

20ページ、3款1項1目、2目。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

続けて、4目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

21ページ、3款1項5目、6目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

22ページに行きます。

3款2項1目、2目。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

23ページ、3款2項3目、4目、5目。末次議員。

○5番（末次 明君）

4目．児童福祉施設費、11節の役務費でございますけれども、小規模公園の遊具の撤去手数料、これは減額ではございますけれども、小規模公園の遊具の撤去ということに関してお聞きしたいんですけれども、今後、こういうふうな小規模公園の遊具を撤去していくと、どこの小さい公園でもだんだん遊具がなくなるのかなというのを危惧するわけですが、そうすると子どもたちもますますそういう小規模公園から遠ざかる。今は例えば、6区でいいますと6区の公民館横のお宮ですか、ここにある公園も大分遊具が古くなっていて、撤去しなくてはいけないようなときでもあるんですが、子どもはほとんど遊んでいないんですよ。そう考えると、新規でこういう小さな公園にまた新しく遊具を設置しようという考えは基山町としてはお持ちなんでしょうか。

○議長（重松一徳君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

まず、この撤去につきましては、老朽化によって修繕ができない分、あるいは今現在の基準に合わない、少し危なくなった分などを、そういった老朽度に合わせて区長なり代表者の方に利用度を確認しながら、撤去のみで終わるか、その後の検討をするかというのを決めております。まずは、老朽度で少し危なくなっている部分がありますので、それを撤去するというのを今回の予算で行っております。

その後、子どもが利用される世代がいらっしゃれば、当然新しいものが需要かどうかというのは、区長なり地域の代表の方と協議をして進めるような形の考え方をっております。

○議長（重松一徳君）

末次議員。

○5番（末次 明君）

そこで、松田町長にお聞きしたいんですけれども、基山町内の、これは小規模だけじゃなくて大規模も含めまして、子どもたちが遊ぶ遊具施設ということでお答えしていただきたいんですけれども、コロナ禍で大規模公園に、例えば、多目的グラウンドの北側ですか、ああいう大きな公園になると遊具に一斉に子どもたちがわっと集まってするんですけど、そう考えると、比較的分散していただけるとこういう何かあったときは逆に基山町としてはいいかなと思ったんですが、そういうことも考えた上で、松田町長はこの遊具の設置というものをどういうふうにお考えで、これからどうしていきたいかをお聞かせください。

○議長（重松一徳君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

まず、集約化と、それから、いわゆる拠点化みたいなものが必要だと思っていますので、何百か所も基山町中の小さな公園に全部遊具をつけるというのではなくて、まずはメインのところの何か所かにしっかりとした遊具をつけるのと、あとはそれぞれの区にまた拠点化して、例えば、区に1つずつぐらいそういうのを意識した形でやっていくというのが今からの時代はいいのではないかというふうに思っています。それに対しての具体的な考えと行動はまだ起こしていませんが、今、どう思われるかということの問いに答えれば、そういう感じかなというふうに思います。

残念ながら、各小部落ごとの公園に遊具を造っていくというのは、どうせ古くなったり、また、危険性の問題とか心配な部分もありますので、そういう形がいいのではないかなと、私は今、頭の中でそう思っているところでございます。

○議長（重松一徳君）

末次議員。

○5番（末次 明君）

私も使う人がいないような施設にあえて遊具は必要ではないと思いますが、その辺りはしっかりと地元の方とお話をさせていただいて、公園の在り方も含めて検討していただきたいと思います。回答は結構でございます。

○議長（重松一徳君）

ほかにありませんか。中村議員。

○1番（中村絵理君）

その下の5目の保育対策費のほうで、19節. 扶助費、こちらはトータルで432万2,000円の増ということですが、その横の内訳が資料として19ページにあると思うんですが、私、この表を見ても、減額と、それから、増額に至っては地域型保育施設の給付費が1,508万9,000円と突出しているんですけども、それとほかの減額の分も合わせて432万2,000円ということになっていると思うんですが、ここのところをもうちょっと詳しく説明してもらってもよろしいですか。

○議長（重松一徳君）

山本こども課長。

○こども課長（山本賢子君）

今、資料の19ページを御覧いただいていますでしょうか。資料で説明をさせていただきたいと思います。

保育所等にお渡しする保育施設の給付費でございますけれども、各施設、また、その施設の規模に応じて施設型給付費、それから地域型保育施設の給付費、子育てのための施設等利用給付費など、いろいろと項目というか、区分がございます。それぞれの施設はその横に施設名ということで書いておりますけれども、いわゆる一般的に認定こども園、それから、保育所関係が施設型給付費と言われるものでございますが、まずは施設の規模、それから、この基山町という地域、それと子どもの年齢ごとに、いわゆる保育単価というものが決まっております。

それで、月ごとにその人数に応じた保育単価を計算いたしまして、施設にお渡しする給付費を計算するわけでございますけれども、まずは今回、公定価格といたしまして、単価が全体的に上がっていることによりまして、予算を計上させていただいている分から少し不足分がございましたので、その分も合わせたところで最終の実績の見込みということで計算をさせていただいております。

それから、もう一つ大きな要素といたしましては、受入れの園児数の増減がございまして、一番上の行のたんぼぼこども園で申し上げますと、3号認定、これはゼロ歳から2歳児までの小さなお子様の分ですけども、ここは保育の単価も大変高くなっているところですが、その子どもの受入れが実績見込みよりも減ったということがございまして、たんぼぼこども園は大きく減額をさせていただいているところです。

その代わりといたしますか、ゼロ歳から2歳児の受入れをその代わりに地域型保育事業所、

ちびはる保育園やChibiharuZERO-TWO、それから基山B-Baby保育園のほうに受入れをお願いした経緯がございますので、そちらは予定よりもちょっと増えているというような形で、全ての園で計算をいたしまして、このように合わせて432万2,000円の増額をお願いしたいと思っているところでございます。

○議長（重松一徳君）

中村議員。

○1番（中村絵理君）

ということは、施設型給付費の認定こども園とか保育所とか、そちらのほうの、要はたんぼぼこども園とかのゼロ歳から2歳までの受入れが少なかったと。その分が下のほうの地域型保育施設のほうに、ちびはるとか、ChibiharuZERO-TWOとか、B-Babyとか、そちらのほうが増えたと単純に考えて——その背景、その理由は何ですかね。何でこっちが減って、こっちが増えるのか。単純なことですけど、受入れが少なくなって、こちらが増えたわけですよ。すみません、そこのところを。

○議長（重松一徳君）

山本こども課長。

○こども課長（山本賢子君）

ここは園の事情にもよるところでございますけれども、今年度のことで申し上げますと、たんぼぼこども園にお勤めの保育士が妊娠、御出産ということで、育児休業に入られる方がお二人いらっしゃったということで聞いております。それで、その後の、役場でいいまところの臨時的任用といいますか、代替の保育士を探しておられましたけれども、なかなかそこがうまく見つからずに、ゼロ歳から2歳児までの子どもには保育士が必ず3人に1人とか6人に1人とかいうことで必要ですので、それでちょっとゼロ・1・2歳の園児の受入れが難しかったということが実情でございます。

○議長（重松一徳君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

保育園の入所調整というのは役場のほうで一括してやっておりますので、その保育園が引き受けることができるかどうかをポイントにやっていっているわけですね。だから、この場合は、たんぼぼのほう非常に厳しいという答えが返ってきたので、ほかのところには振り

分けたと。本当はたんぼぼに行きたいという方もおられるかもしれませんが、ここは背に腹は代えられないので、こういう形になっていると思います。

それは、4月時点ではこういうふうにはあまりならないんですが、途中で入ってくる人たちの振り分けが結構こういった形でばらされるといふような形になるわけでございます。そして、今回はたまたま小規模で3つの事業所が大活躍してくれたので、待機児童が出ずに済んだということで御理解いただければと思います。

○議長（重松一徳君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

事項別明細書に戻ります。

次、23ページが終わって24ページですね、3款3項1目。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

25ページ、4款1項1目、3目、4目。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

26ページ、4款2項2目。品川議員。

○11番（品川義則君）

ごみ袋でお尋ねしますが、WEB町長室のほうで問いがあつて、答えるのに非常に時間がかかっていますよね。これは大変遅くなりとはあるけど、昨年7月に問合せがあつて、今年2月に回答されていますけれども、この事情と、それから、ごみ袋が非常に薄くなって破れやすいということで、元の大きさに戻してほしいということですね。回答としては、J I S規格に基づく仕様書で基準を満たしていますと一応回答されていながら、問い合わせしてみると違ったということになると、仕様書と違うものが入荷されていたということではないでしょうか。その確認をしたいんですけど、いかがでしょうか。

○議長（重松一徳君）

井上まちづくり課長。

○まちづくり課長（井上信治君）

新型コロナの影響もございまして、中国のほうの工場で生産をさせていただいております。その入荷していく中で、そういう新型コロナの関係で、工場のほうで生産を調整する中で素材が少し変わったということもありましたけれども、打合せの中できちっと仕様書どおりのものはできているということでしたので、そのまま納品をしたところでございます。

また、それについては、そういう御意見もいただきましたので、再度そのところも詰めて確認をしましたところ、きちんとJIS規格も満たしておりますし、基山町の仕様書も満たしているということで御回答させていただいたところでございます。回答が遅くなったことについては大変申し訳ありませんでした。

○議長（重松一徳君）

品川議員。

○11番（品川義則君）

回答がなぜ遅くなったかという答えはいただいていません。

それから、仕様書どおりではなかったということですね。文章で、12月から以前と同じ品質で納品されておりますということは、違っているということですね。12月以前は仕様書とは違っていたということですね。そういう製品を販売していたということですよ。その確認ですけど、そうなのか、そうじゃないのか、説明をお願いいたします。

○議長（重松一徳君）

井上まちづくり課長。

○まちづくり課長（井上信治君）

まず、遅れた理由につきましては、そういう確認を取るのに少しお時間がかかったということでございます。

それから、仕様書を満たしていることについて、そういうことを確認しましたところ、満たしているということですので、そういうところを調べることにお時間がかかったものでございます。

○議長（重松一徳君）

品川議員。

○11番（品川義則君）

この回答には期限が決まっていますよね。であるならば、期限が来たときにこういうことを確認していますとか事情を説明して、そういった回答を一応出すべきじゃないかと思うん

ですよ。半年以上、ずっとほったらかしになされているということですよ、町民から見れば。そういうことを少し考えていただくと、今、調査をしているとか、検討しているとか、いろんなことがあると思うんですね、回答できない事情が。そのことをやっぱり、情報を出すべきじゃないかと思うんですけれども、今後そういうことを検討していただきたいんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（重松一徳君）

井上まちづくり課長。

○まちづくり課長（井上信治君）

今後、そういうことがないように努めてまいります。大変御迷惑をかけました。

○議長（重松一徳君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

この案件の遅れたことは役場としても問題視しているのですが、その後、きちんとチェック体制、誰もが見て、ここの答えが遅れているというのが分かるようなものをシステム化しましたので、今はそれで誰でも見れますので、遅れているのが分かります。今までは結局、来ているということは分かっているけど、そのチェックのリストみたいなものがなかったもので、どうしてもあれはどうなったのみたいな感じで思い出さなければいけなかったんですけど、今はそこがきちんとできていますので、まさに議員おっしゃったようなところを改善しておりますので、今からそう遅くなることはありませんし、もし遅くなる場合は、おっしゃるとおり、こういうことを調査しているということで御回答さしあげたいというふうに思っているところでございます。

○議長（重松一徳君）

ほかにありませんか。中村議員。

○1番（中村絵理君）

その次に同じところで、ここでいいのかなとも思ったんですが、品川議員の御質問の後で大変恐縮なんですけど、このごみ袋、大と小がございませう。いろいろと私、まち中で聞くと、中型はないのかと。要は最近ちょっと節約もしているから、大ではちょっと少ないんだけど、小だと詰めて詰めてできないから中ぐらいのがあったらいいなという御意見を結構いろんなところからお聞きするんですが、何で中型を作れないかなというところを

どうこう聞いても仕方ないので、そこら辺もちょっと検討の中に一つ入れていただけたらなと。何か作るのにコストがかかるから中は作らないとか、理由はいろいろあるかと思うんです。だけれども、町民の皆様から何となくそういう話が最近、中型も欲しいと言われるので、ここで申し上げておきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（重松一徳君）

井上まちづくり課長。

○まちづくり課長（井上信治君）

ごみ袋の大きさでございます。基山町の場合は約54リッターぐらいの大、それから、小として30リッターを設けております。よその自治体の分を見ますと、さらにもう一つ小さい15とか20というのがございます。一般的に見ますと、基山町の場合は大、中、小の大と中を大きき的には使っているものでございます。その間にもう一つ、40リッターをつくるというのは、ごみ袋の30リッターと50リッターの間にまた40リッターというお話だと思うんですけど、そこはもう少し研究をしていきたいと思えます。

○議長（重松一徳君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

町民の皆さんから多い要望は、今の話と、もう一つは空き瓶のちっちゃいやつなんですね。あれが、全部を入れなきゃいいんだと思うんですけど、全部入れてしまうと重いということで、そのちっちゃいやつの話も出ていますので、今、議員がおっしゃった要望があるというのは我々も十分に承知をしておりますので、あとはまた、これも議員がおっしゃったコストの面とか、そこはまたいろいろ考えてみたいというふうに思えます。

○議長（重松一徳君）

いいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

次に行きます。

27ページ、4款3項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

28ページ、5款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

ここで10時45分まで休憩します。

～午前10時35分 休憩～

～午前10時45分 再開～

○議長（重松一徳君）

休憩中の会議を再開します。

事項別明細書29ページから入ります。

6款1項1目、2目、3目、4目、5目。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

30ページ、6款2項1目、2目、3目。天本議員。

○2番（天本 勉君）

ちょっと私が気になったのが3目の森林調査業務委託料と森林整備業務委託料ですね、100万円と292万円。これがちょうど森林環境譲与税基金ができて、あれは前任者の寺崎課長のときからあって、大体今1,000万円ぐらいあると思います。

この調査業務委託料、ちょっと私気になって、令和3年度を調べたら、106万7,000円予算をされて、実績が70万円ありました。これは間伐とか樹木調査とかいろいろして、どういうものを切るとか、そういうのを前年度に調査して、その調査に基づいて、この森林整備委託料ですね、これはこれで伐採とかすると思うんですけども、前年度調査をやって、次年度で間伐を行う。これが事前の説明で10年以上かけて整備していくと。園部地区を考えていたけれども、基山町全体を考えたがよかろうということで、この調査委託料を移されております。そこら辺の経緯をお願いいたします。

○議長（重松一徳君）

柳島産業振興課長。

○産業振興課長（柳島一清君）

この件につきましては、議員おっしゃるとおり、昨年度の段階では町内を十数年かけて、ブロック別に分けて、年度に1つずつ、まずはモデル的に調査を行って、今年はそこを伐採して、その年にまた次の箇所の調査を行うみたいな、1年ずれずれみたいな感じで調査と伐採をしていこうかと当初は計画しておりました。それに当たっては、県の森林関係の担当者

とも打合せをして、取りあえずやってみようという視点でございました。

それを今年度に入りまして、集落支援員の塚本さんという方が結構福岡のほうで林業関係に詳しい方でしたので、その方を集落支援員に招きまして、いろいろ現場を見てもらったり、うちの計画を説明したところ、すぐ取りかかるよりか、もう少し調査をしたほうがいいのではないかという話にもなりまして、あとうちのほうの町の中でも、取りあえずかかっていって、全体的に幾らぐらいのボリュームになるか分からないままでは難しいぞという話もございまして、もう一回、再度町全体の把握調査をし直したらどうかということになりました。

そういう流れで今年に入りまして、森林全体を集落支援員によっていろいろデータ整理なり、現地を見てもらったりしながら、まず国有林を外して、民有林の中で寺社とか保安林、それとか、これまで経営計画ということで原林業とか佐藤木材にお願いして整備したところ、そういったところでこれまで整備したところ、もしくは今後整備する予定がある森林、そういうところとそれ以外をずっと整理を分けて、状況把握をもう一度、今年1年やってきました。

そういう中で、引き続きそれについて、来年度はまた当初予算でお願いするんですけども、集落支援員の塚本さんを専門家ということで委託のほうに切り替えて、引き続き調査をやって、要は町内全体の中で優先順位、どこから着手したほうがいいのか、ボリューム感を把握するための基準づくりとか、いろんな判断基準なり、そういったところを来年度までかけて調査をした上で、本来今年する予定であった園部地区の伐採なんかについても、その中の優先順位の高いところから部分的にやっという方向に切替えをしているところでございます。

そういう経過の中で、今年する予定でありました伐採業務をそのまま不用額として上げておりますし、今年する予定だった園部地区の調査については不用額ということで上げさせてもらっております。その分、来年から、当初予算に上げておりますが、集落支援員を切り替えた委託料ということで、再度、町全体の優先度を調べるための調査をしていきたいという思いでございます。

○議長（重松一徳君）

天本議員。

○2番（天本 勉君）

当初、先ほどの106万7,000円で実績が70万円、そういう事業をやるというときは、例えば、

一番初め対象にした地域ですね、そういう関係者の方には説明会とかされていますか。説明会をされておるならば、今回延期した理由を含めて、そこら辺は関係者に説明する必要があると思うんですけど、どんなふうでしょうか。

○議長（重松一徳君）

柳島産業振興課長。

○産業振興課長（柳島一清君）

その件につきましては、来年度の調査予算とかも含めて計上して、御了解をいただいた上で、今議会が終わった後、今後のスケジュールも含めて説明しようということで考えているところでした。

○議長（重松一徳君）

天本議員。

○2番（天本 勉君）

基山町全体を考えると計画を練られるということですが、大体来年1年でぱっとできますか。あまり長く計画書づくりだけかかると、私はこの事業は駄目だと思うんですね。やっぱり森林が持つ涵養機能とか防災機能とかあるから、モデル地区からある程度、一番初めの調査は5ヘクタールしてありますよね。今年は6ヘクタールと、これは当初の地域ではですね。だから、5ヘクタール、6ヘクタールと私は全体を考えんでも、決まったところで、まとまったところからがつつしていくべきだと思うんですけど、そこら辺を含めてしっかり——計画はどのくらいかかりますか、ちょっとそこら辺も含めて。

○議長（重松一徳君）

柳島産業振興課長。

○産業振興課長（柳島一清君）

今のところ、今年度、集落支援員に大まかな概要をつかんでもらいましたので、あと来年度にかけて、秋か冬に差しかかるぐらいまでには何とか優先順位をつけて、後半にも伐採関係が着手できればと思っているところです。（「ちょっと3回過ぎとるばってん、ちょっと」と呼ぶ者あり）

○議長（重松一徳君）

いいです。認めます。天本議員。

○2番（天本 勉君）

課長は今年で退職されますけれども、そこら辺は十分次の方に引き継いで、先ほど言いました機能もありますから、これはしっかり進めていただくように引き継いでください。よろしく願いしておきます。

○議長（重松一徳君）

答弁は要りませんか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかにありませんか。30ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

では、31ページ、7款1項1目、2目。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

32ページ、8款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

33ページ、8款2項2目。いいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

34ページ、8款3項1目、3目。末次議員。

○5番（末次 明君）

3目。公園費でございます。修繕料153万9,000円、これは公園の時計の修繕料というふう聞いておりますが、この時計の修繕ですけれども、この時計はいつの頃から壊れていたというのを基山町としては把握されておるのでしょうか。

○議長（重松一徳君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

まず、3面の時計については、以前1面壊れて、部品がないということで修繕できませんでしたので、停止をしております。あと2面のほうは壊れているというよりも、似たようなことですが、遅れが出ているということで公園利用者の皆さんから御指摘を受けております。私どもは約半年ぐらい前に御指摘を受けまして、機械的にどうにか修繕ができないかという

のをちょっと考えておりましたが、どうしても大きなもので、もう20年以上たって部品もないということで、今回、利便性の関係で、3月補正で修繕費を上げさせていただくこととしております。

○議長（重松一徳君）

末次議員。

○5番（末次 明君）

時々、多目的の時計とかは時間が狂っていたり、止まっていたりすることを感じるものが今までもあったんですけども、今回、国スポとか全障スポがあるからこういう修繕もされるのかなというふうにちょっと感じたりしてしまうわけですが、やっぱり町民が不便に感じてあることを、財政の面もあるんでしょうけれども、今回のその他の財源というのはどこから来る財源なんですか。財政課長、分かりますかね。

○議長（重松一徳君）

平野財政課長。

○財政課長（平野裕志君）

これはふるさと応援寄附金を充てさせていただいているものです。

○議長（重松一徳君）

末次議員。

○5番（末次 明君）

要は優先順位というのがあるかと思うけれども、町民としても目について、時計が止まっているよというようなことは、例えば、国、県の補助があるまで待つとか、あるいは大きなイベントがあるから待つということじゃなくて、すぐに対応していただきたい。時計とかというのは、やっぱりすぐに対応していただきたいと思いますので、その辺りで財政課長はどういうふうにお考えなんですか。ちょっとしたことなんだけど、やっぱりきちっとした予算を立てなくちゃいけないということなんですか。それとも、幾ら予算を組んでいなくても、それぐらいの修理とかはすぐやりますよという考えはないんでしょうか。

○議長（重松一徳君）

平野財政課長。

○財政課長（平野裕志君）

例えば、安全性とか危険性の問題があるというようなものであれば、これまでも年度中途

で補正が間に合わなければ、予備費充用なりさせていただきながら対応してきた部分はございますので、基本的にはやはりきちっと予算を組んでさせていただくのが基本だと思っております。

今回の件については、今、議員からもおっしゃられたように利便性を取り戻すというのがありますし、もう一つはやはり国スポを控えているということもあるかと思っておりますので、今回、こういった形で補正をお願いしながら実施させていただこうというふうに考えております。（「古賀課長、修繕の内容もちゃんと説明したがようなかね」と呼ぶ者あり）

○議長（重松一徳君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

まず、修繕の内容ですが、北側の時計、3面あるものはもう外します。ただ、本体はモニュメントとしてデザイン性がありますので、そのまま残すということで考えております。そして、新たに2面製、表、裏の直径70センチの時計を似たような——第1駐車場のところの緑地帯ですが、体育館、あるいは合宿所、現在と同じように周辺から時計が見えるような場所に2面で見れる時計の1基を新設するようにして、時計の利便性を戻すというような考え方でしております。

○議長（重松一徳君）

いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

次に行きます。

35ページ、8款5項1目。松石信男議員。

○12番（松石信男君）

18節の園部団地の入居者移転補助金、これは3件追加ですかね。これはどがんですか、全体として移転は進んでいるんでしょうか。今年度は何件移転されたというか、その辺の状況。

○議長（重松一徳君）

山田定住促進課長。

○定住促進課長（山田 恵君）

園部団地入居者移転補助金ですが、2月末現在で4件移転をされておりまして、その方々に対して補助金を交付しております。こちらは補正予算を計上するときに、ちょっと4件、まだ移転される方の金額が分からないところがありましたので、新たに3件分を追加させ

ていただいておりますが、現在、4件移転された方は満額の方がお二人で、あと2人は、家族、それこそお友達とか知り合いに引っ越しを頼んだり、車を借りたりしただけとかいう方がいらっしやっただので、満額の方はお二人、あと2人は満額ではない金額でしたので、一応当初で計上させていただいている金額では足りているところです。

それと、今現在、移転に向けて相談を受けている方が1人いらっしやいますので、その方が3月末までに移転された場合はこちらの補正の分を使わせていただくことになるかと考えております。

○議長（重松一徳君）

松石信男議員。

○12番（松石信男君）

新しく建設される方向で進んでいるわけですけれども、居住者の中には当然離れたくないとか、ここで死にたいとか、死にたいまで言わっしゃるかどうかは別ですが、なかなかスムーズに行くかどうか、非常に大変だろうと思うんですけれども、現在の補助金なり、移転先のアパートの家賃ですか、その辺の補助とかやっておりますけれども、見通し的にはどうなのか。新しい町営住宅が建設できると、私は早く建設したほうがいいんじゃないかというふうに思うんですが、その辺の見通しというか、状況とか、それをちょっと説明してください。

○議長（重松一徳君）

山田定住促進課長。

○定住促進課長（山田 恵君）

昨日の一般質問の答弁でもお答えさせていただいたとおり、令和8年度、令和9年度で新しい町営住宅の建築を予定しております。そこまでには入居者の皆様の移転先、新しく建てた町営住宅に移転されるとか、別のところに転出されるなどあるかと思っておりますので、現在もずっと入居者の方に個別の相談を受けております。それを引き続き続けながら、町営住宅の完成までには皆様同意いただいて、新しいところや、別の町営住宅やアパートに転居していただく方向で進めていきたいと考えております。

○議長（重松一徳君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

次に行きます。

36ページ、9款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

37ページ、10款1項1目、2目。松石健児議員。

○3番（松石健児君）

10款1項2目、事務局費の19節、扶助費の要保護及び準要保護児童援助費、これの追加資料の7ページ、内容をちょっと確認させていただきたいんですが、4月当初、令和3年度が67件に対して令和4年度が52件で減少していますよね。年度途中については、令和3年度が4件に対して13件と3倍強増加しているということです。この理由が下のほうに書かれているんですけども、申請を行う世帯数が減ったためということと当初減少されているということと、途中の分の件数については、昨年度と比べ、年度途中からの認定が増加したためというふうに書いてあります。

ちょっとこれは一見するとよく分からないんですけども、例えば、年度途中が増えた理由というのは、転入等が増えてきて増加したのか、あるいは周知等で問題はなかったかというところ、その辺のことを御説明をお願いします。

○議長（重松一徳君）

今泉教育学習課長。

○教育学習課長（今泉雅己君）

当初の人数につきましては年度当初からの申請件数でございますので、中学校3年生までが対象となりますので、卒業生と新1年生との差でこういう件数になっております。年度途中につきましては、内容といたしましては、議員おっしゃるように転入、それから、家庭の収入の状況の変更、具体的に言いますと離婚等の件数で申請が増えたということで理解をしているところでございます。

○議長（重松一徳君）

松石健児議員。

○3番（松石健児君）

本来であれば転入等が増えて、年度当初、件数が減っていれば年度途中も減ってくるケー

スも多いかと思うんですけれども、そういったほかの、先ほど言われた離婚されたりとか、いろいろありますけど、この辺について急激に増えているということに対して問題視して対処するような必要というのはいないのでしょうか。

○議長（重松一徳君）

今泉教育学習課長。

○教育学習課長（今泉雅己君）

あくまでも御家庭の事情で申請をされておりますので、そこに問題という認識は当然持っていないところでございます。ただ、学校生活においては当然配慮すべき案件等になってきますので、学校関係と連絡を取りながら、児童生徒に配慮していかなければならないというふうには感じております。

○議長（重松一徳君）

松石信男議員。

○12番（松石信男君）

さきの一般質問の中でも申し上げましたけれども、この制度は非常に大事な制度ですので、まず、保護者にはもちろん説明をされていると思いますが、ちょっと認識をお伺いしたいんですが、保護者の方全員にこういうのがあるということを知れ渡っているとの認識はありますか。そのためにこういうことを具体的にやっただと。そして、その中に自分の家庭が該当すると、生活保護基準の1.3倍に該当する。具体的に言えば、自分の月々の給料、年収がこれ以下だから該当する、これ以上だから該当しない。その辺までやはり徹底する必要があると考えます。その辺の状況について努力されていると思いますけれども、御説明をお願いします。

○議長（重松一徳君）

今泉教育学習課長。

○教育学習課長（今泉雅己君）

まず、新入学生につきましては、分かりやすいリーフレットを作りまして御説明をしております。それから、当然個別の案件等も出てまいります。学校でいいますと、例えば、学校給食代の滞納が続くような御家庭等につきましては、事務室等を通すこととなりますけれども、個別にこの案内をしているところでございます。

それから、計算につきましては、非常に複雑なところもございます。生活保護基準の1.3

倍といいましても、それぞれの御家庭によって基準額等も変わってきますので、そちらについては教育委員会のほうに御相談くださいということをお願いをしているところでございます。

○議長（重松一徳君）

松石信男議員。

○12番（松石信男君）

相談してくださいということは非常にいいと思います。やはり自分の家庭が本当に該当するのだろうかという点、これはなかなか個人で判断するのが難しいし、このリーフレットには一応の収入のあれは載せてありますよね。——それは載せていないですか、今は。1.3倍だけですか。例えば、モデル世帯としてとかなんとか、ちょっと私、ネットで調べていないので分かりませんが、その辺は目安的な収入基準というのを載せてあるならいいんですけど、載せるべきと思いますが。

○議長（重松一徳君）

今泉教育学習課長。

○教育学習課長（今泉雅己君）

リーフレットにつきましては、金額等については載せておりません。どういった基準を載せたほうがいいかというのは検討しないといけないと思いますし、他市町の分かりやすいリーフレットも少し参考にして、再度検討させていただければと思います。

○議長（重松一徳君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

事項別明細書に戻ります。

38ページ、10款2項1目、2目、3目、4目。38ページ、いいですか。39ページまでですね、4目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

40ページ、10款3項1目、2目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

41ページ、10款4項1目、3目、4目。いいでしょうか。42ページまで、4目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

42ページ、10款4項5目。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

43ページ、10款5項1目、2目、3目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

次に行きます。

44ページ、10款6項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

次に行きます。

45ページ、11款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

46ページ、11款4項2目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

47ページ、13款2項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

48ページ、14款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

49ページ以降、あれば。いいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

ないようですので、議案第8号に対する質疑を終結します。

日程第11 議案第9号

○議長（重松一徳君）

日程第11. 議案第9号 令和4年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を議題とし、本案に対する質疑を行います。

議案書の25ページをお開きください。25ページ、いいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

26ページ、第1表 歳入歳出予算補正、歳入。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

27ページ、歳出。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

次に、事項別明細書に入ります。3ページをお開きください。

3ページ、歳入、5款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

4ページ、7款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

5ページ、歳出に入ります。

1款1項2目、3目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

6ページ、1款2項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

7 ページ、2 款 1 項 1 目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

8 ページ、2 款 2 項 1 目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

9 ページ、3 款 1 項 1 目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

10 ページ、3 款 2 項 1 目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

11 ページ、3 款 3 項 1 目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

12 ページ、6 款 1 項 1 目、2 目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

13 ページ、9 款 3 項 1 目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

14 ページ、10 款 1 項 1 目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

ないようですので、議案第 9 号に対する質疑を終結します。

日程第12 議案第10号

○議長（重松一徳君）

次に、日程第12. 議案第10号 令和4年度基山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を議題とし、本案に対する質疑を行います。

議案書の28ページをお開きください。28ページ、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

29ページ、第1表 歳入歳出予算補正、歳入。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

30ページ、歳出。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

次に、事項別明細書に入ります。3ページをお開きください。

3ページ、歳入、1款1項2目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

4ページ、4款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

5ページ、歳出に入ります。

2款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

ないようですので、議案第10号に対する質疑を終結します。

日程第13 議案第11号

○議長（重松一徳君）

日程第13. 議案第11号 令和4年度基山町下水道事業会計補正予算（第4号）を議題とし、
本案に対する質疑を行います。

議案書の31ページをお開きください。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

32ページまで。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

次に、補正予算書に関する説明書に入ります。

1 ページをお開きください。実施計画兼事項別明細書、収益的収入及び支出、収入について。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

2 ページまで、いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

3 ページ、支出。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

4 ページ、5 ページまで。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

6 ページ、資本的収入及び支出、収入。6 ページ、いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

7 ページ、支出。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

8 ページまで。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

9 ページ、予定キャッシュ・フロー計算書。9 ページ、ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

10 ページ、予定損益計算書、11 ページまで。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

12ページ、予定貸借対照表。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

12ページ、13ページ、負債まで。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

14ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

15ページ、資本の部。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

ないようですので、議案第11号に対する質疑を終結します。

日程第14～17 議案第12号～議案第15号

○議長（重松一徳君）

日程第14. 議案第12号から日程第17. 議案第15号までを一括議題とします。

ここでお諮りします。議案第12号 令和5年度基山町一般会計予算、議案第13号 令和5年度基山町国民健康保険特別会計予算、議案第14号 令和5年度基山町後期高齢者医療特別会計予算、議案第15号 令和5年度基山町下水道事業会計予算について、予算特別委員会に付託することについて御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

異議なしと認めます。よって、議案第12号から議案第15号までを予算特別委員会に付託することに決定しました。

日程第18 報告第1号

○議長（重松一徳君）

日程第18. 報告第1号 基山町土地開発公社の事業報告についてを議題とし、本案に対す

る質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

ないようですので、報告第1号に対する質疑を終結します。

日程第19 発議第1号

○議長（重松一徳君）

日程第19. 発議第1号 基山町議会の個人情報の保護に関する条例の制定についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

ないようですので、発議第1号に対する質疑を終結します。

以上で質疑の全てを終結します。

日程第20 委員会付託

○議長（重松一徳君）

日程第20. 委員会付託を議題とします。

ただいまから議案付託表を配付しますので、しばらくお待ちください。

〔資料配付〕

○議長（重松一徳君）

ただいま議案付託表を配付しましたが、配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

お諮りします。会議規則第38条の規定により、今期定例会休会中の審査に付するため、議案付託表記載どおり、これを総務文教常任委員会、厚生産業常任委員会、予算特別委員会に付託することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

異議なしと認めます。よって、以上のとおり決定しました。

本日の会議は以上をもって散会とします。

～午前11時20分 散会～